

| 第2回川口市行政評価外部評価委員会（第一部会） | | | |
|-------------------------|---|------|------------|
| 日時 | 平成30年6月25日(月) 13:30~16:10 | 場所 | 第二庁舎 地階会議室 |
| 評価委員 | 石川部会長、隅内委員、團野委員、世古委員 | 傍聴者数 | 0名 |
| 事務局 | 岩城企画財政部長、 企画経営課：藤田課長、竹田課長補佐、田中主査、秋山主任、新谷主任、菊池主事補 | | |

| | |
|------|------------------|
| 評価事業 | 霊園施設管理費 |
| 担当課 | 保健部 保健総務課 |
| 説明者 | 小澤課長、加来課長補佐、横田主任 |

| ヒアリング | | | |
|--|--|------|--|
| ◆ | 事業の概要及び補足資料について、小澤課長より説明 | | |
| ◆ | 説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答 | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>質疑応答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「5 視点評価」、「効率性」において、「民間活用」という評価項目があるが、具体的にどのような事業を民間活用して行っているのか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 民間活用に関しては、施設の運営管理を民間の事業者をお願いしている。 ➢ 納骨の期限はあるのか。期限があるとすれば、期限後はどのような扱いになっているのか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 納骨の期限はない。 ➢ 最近、新聞等で墓じまいが話題となっているが、今後、霊園管理業務を実施するうえでの検討事項について教えてほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 墓じまいに関しては、今後問題になってくると考えている。他の公営施設の例として、20年の墓地使用を認め、その後は合祀するという上限をつけ、墓地を貸し出す自治体も出始めている。墓地の承継者がいなくなるケースが出てくると思うので、今後検討していかねばならないと認識している。 ・ 部会長 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 条例の第5条に納骨壇の使用許可の期間は、3年又は1年とあるが。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 利用者には3年毎に更新の手続きを行っていただいております、更新のための期間として3年としている。 ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 更新の条件が、簡略化すると、本市に住所を有することとあるが、更新の際に住所を確認しているのか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 住民票の提出を求めている。 ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 霊園の周知はどのように行っているのか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 墓地が284区画あるが、現在空き数が残り1区画という状況である。空き数が10区画前後になった際に募集を行っている。そのため、現在周知は行っていない。納骨壇については、葬祭業者を通じて周知を行っている。 </td></tr></tbody> </table> | 質疑応答 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「5 視点評価」、「効率性」において、「民間活用」という評価項目があるが、具体的にどのような事業を民間活用して行っているのか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 民間活用に関しては、施設の運営管理を民間の事業者をお願いしている。 ➢ 納骨の期限はあるのか。期限があるとすれば、期限後はどのような扱いになっているのか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 納骨の期限はない。 ➢ 最近、新聞等で墓じまいが話題となっているが、今後、霊園管理業務を実施するうえでの検討事項について教えてほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 墓じまいに関しては、今後問題になってくると考えている。他の公営施設の例として、20年の墓地使用を認め、その後は合祀するという上限をつけ、墓地を貸し出す自治体も出始めている。墓地の承継者がいなくなるケースが出てくると思うので、今後検討していかねばならないと認識している。 ・ 部会長 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 条例の第5条に納骨壇の使用許可の期間は、3年又は1年とあるが。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 利用者には3年毎に更新の手続きを行っていただいております、更新のための期間として3年としている。 ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 更新の条件が、簡略化すると、本市に住所を有することとあるが、更新の際に住所を確認しているのか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 住民票の提出を求めている。 ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 霊園の周知はどのように行っているのか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 墓地が284区画あるが、現在空き数が残り1区画という状況である。空き数が10区画前後になった際に募集を行っている。そのため、現在周知は行っていない。納骨壇については、葬祭業者を通じて周知を行っている。 |
| 質疑応答 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「5 視点評価」、「効率性」において、「民間活用」という評価項目があるが、具体的にどのような事業を民間活用して行っているのか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 民間活用に関しては、施設の運営管理を民間の事業者をお願いしている。 ➢ 納骨の期限はあるのか。期限があるとすれば、期限後はどのような扱いになっているのか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 納骨の期限はない。 ➢ 最近、新聞等で墓じまいが話題となっているが、今後、霊園管理業務を実施するうえでの検討事項について教えてほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 墓じまいに関しては、今後問題になってくると考えている。他の公営施設の例として、20年の墓地使用を認め、その後は合祀するという上限をつけ、墓地を貸し出す自治体も出始めている。墓地の承継者がいなくなるケースが出てくると思うので、今後検討していかねばならないと認識している。 ・ 部会長 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 条例の第5条に納骨壇の使用許可の期間は、3年又は1年とあるが。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 利用者には3年毎に更新の手続きを行っていただいております、更新のための期間として3年としている。 ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 更新の条件が、簡略化すると、本市に住所を有することとあるが、更新の際に住所を確認しているのか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 住民票の提出を求めている。 ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 霊園の周知はどのように行っているのか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 墓地が284区画あるが、現在空き数が残り1区画という状況である。空き数が10区画前後になった際に募集を行っている。そのため、現在周知は行っていない。納骨壇については、葬祭業者を通じて周知を行っている。 | | | |

- 委員
 - 利用希望者は毎年どの程度いるのか。HPに近年募集をしていないと記載があったが、希望者がいても空きがないため利用できないのか、もしくは、希望者がいないのか。
 - ◇ 墓地については、年間数件問い合わせがあるが、空きがないため断っている状況である。納骨壇については、毎年10件程度新規申請がある。
- 委員
 - 年度別事業費内訳表に関して、平成27年度墓地使用料の決算額が突出しているのはなぜか。
 - ◇ 平成27年度に墓地の空きが12区画出たことにより募集を行った。そのため、墓地の使用料の歳入が増額となったためである。
- 委員
 - 一度使用が可能になると、永続的に使えるということか。
 - ◇ 墓地については、一度埋まってしまうと、改葬等がない限り、なかなか空きがでない状況である。逆にいうと、今後拡張となった場合に、必要区画数の見込みが立てにくいところが課題である。
- 委員
 - 「公平性」の視点で、受益者が偏ってしまっているという説明があったが、本来ならば市民が機会均等に施設を利用できるような環境づくりが必要だと思う。受益を受けているのは利用者に限られているが、管理料を市全体で負担しているということになってしまう。期限を設ける旨等を条例で設定しなければ、未来永劫既得権が続いてしまうことになる。同時に、核家族化が進む中で、遺族の方が、墓地の維持管理を継続できるのか。
 - 施設使用料の妥当性について、検討の余地があると思う。年間130万人が亡くなる時代に入っており、高齢化も進んでいる。受益が先に利用した人に限られることが問題点である。
- 委員
 - 現在の利用者の使用状況は把握しているのか。
 - ◇ 個別には把握していないが、年間の来園者が約8,000人いる。全く手入れがされていないという墓は見受けられない。
- 委員
 - 墓地の管理料は1年で1,620円か。
 - ◇ 管理料は、市内の方から1,620円、市外の方から2,430円、年間徴収している。その他、墓地の使用許可を出す際に、1区画別途使用料として336,000円を徴収している。
- 委員
 - 市外というのとはにか。
 - ◇ 墓地の使用許可を受けた際は、市内に居住していたが、その後、転出された方である。
- 委員
 - 更新の際に住民票を確認すると説明があったが。
 - ◇ 墓地に関しては、使用許可を出す際は市内居住者限定であるが、その後、使用者が市外に転出しても、継続して使用可能である。納骨壇に関しては、以前は市外への転出者も継続して利用が可能だったが、一時保管の施設として納骨壇を運営しているため、市外に転出した方については、更新できないよう条例を改正した。更新の際に住民票を確認

している。

- 委員
 - 現在の墓地の利用者に関して、市内と市外の内訳はどのくらいか。
 - ◇ 市内の利用者が205件、市外の利用者が78件である。
- 委員
 - 墓地はある程度限られた資源であるため、拡張し続けることは難しい。永代供養のシステムを条例で設ける等しなければ、既得権が続いてしまう。条例が機能しなくなっている。現在60万人市民がいて、申し込むことができるのが、1区画のみという状況である。どのようなシステムを考えていくかが課題である。更新の要件等を設けてもよいのではないか。
- 委員
 - 礼拝堂は、法事等を行う施設か。
 - ◇ そうである。
- 委員
 - 条件の中に、祭祀の主宰者であるとあるが、利用者は後継がないと更新できないのか。
 - ◇ 祭祀主宰者は民法上の規定であり、墓石等を含め、祭祀財産を引き継ぐ者と規定がある。代々祭祀主宰者として、祭祀財産を引き継ぐ方を前提としている。
- 委員
 - 結婚等により、戸籍が変わっても可能か。
 - ◇ 最初の祭祀主宰者が指定した方であればどなたでも可能である。
- 部会長
 - 民間との比較は行ったことはあるか。
 - ◇ 特に比較は行っていないが、他の墓地より区画面積は広く、安価であると認識している。
- 委員
 - 昭和41年に条例が制定されており、制定時と現在では、時代背景が全く違うため、制度疲労が起きているように感じる。

ディスカッション

◆ 質疑応答を経て、委員同士でディスカッション

- 委員
 - 今の条例は、制定から50年以上経っており、制定時と今とでは時代背景も違うことから制度疲労が起きている。墓地の使用について既得権益化しており、墓地利用している特定の人たちのために市が管理費を負担している状態である。
- 委員
 - 墓地の性質上、利用者に今すぐ出てくださいとお願いすることは難しいが、例えば30年と期限を決めて、それ以降は永代供養としていただく、または別の墓地を探してもらうなど検討し、公平性の確保が必要ではないか。
- 委員
 - 利用できる人を確保するために拡大することはできないか。
- 部会長
 - 拡大することではなく、市が墓地の管理をずっと続けていくべきかどうかの問題ではないか。

- 委員
 - 市の税金で管理費を負担しているのに、先に申請をした方だけしか利用できないことは問題である。
- 委員
 - 霊園は広く、維持費がかかるため、拡大するのではなく、例えば一区画の広さを半分にするなどの工夫が必要ではないか。
- 部会長
 - 都市部と比べると一区画が広く安価である。民間との比較や検討をしていないように感じる。
- 委員
 - 「総評価」に、納骨壇等が老朽化しており施設更新の検討が必要とあるが、見積もりや今後の見込みについての考えを伺いたい。

次回に向けた確認

◆ ディスカッションの結果について、部会長から事業担当課へ伝達

- 部会長
 - 使用料、管理料の民間との比較、委託先の選定の方法について教えていただきたい。また、納骨堂の改修の必要があるようだが、費用の見込みや方向性についてどのように考えているか。
 - 区画面積が広いようだが、多くの人が使用できるように工夫することを検討していただきたい。
 - 納骨壇について、更新者数と、そのうち市内在住者、市外在住者の割合、利用者の使用期間年数の内訳はどうなっているか。

| | |
|--|-----------------------|
| 評価事業 | 生活保護受給者就労支援事業 |
| 担当課 | 福祉部 生活福祉1課・2課 |
| 説明者 | 高山次長、伊藤課長補佐、小山係長、砂塚主査 |
| ヒアリング | |
| <p>◆ 事業の概要及び補足資料について、高山次長から説明</p> <p>◆ 説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答</p> <p>質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 就労対象者の年齢幅はどうなっているか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 40～50代が多くなっている。稼働年齢層が対象となっているので、15～64歳を対象としている。 ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 就職後、その職場に定着したかを把握しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 3ヶ月間の定着支援を実施しており、平成29年度は74.6%の定着率である。 ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 定着した方たちは、そこで生活保護を終了したのか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 生活保護廃止に至った方は9名。就労はしたが、最低生活費を上回る収入を得るのは難しい。 ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 就職者数は114人であるが、この中からまた離職をされて、また繰り返し就労支援を受ける方はいるのか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 繰り返し支援を受ける方はいる。長い期間就労されていない方は、初めはアルバイトから、次にパート、そして正社員として定着していくような支援が必要となってきている。 ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 外国人も含まれているのか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 基本的には生活保護は日本国民が対象であるが、永住者、定住者となっている外国人の方は行政措置という形で生活保護を受給されており、その方たちは対象となっている。 ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 就労者を受け入れる事業所は決まっているのか。どんな業種が多いのか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 受け入れ先は特に決まっていないが、清掃業者、警備会社などが多くなっている。 ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 職業訓練の期間はどのくらいか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 人によって異なる。生活リズムが乱れているような方は、まず日常生活の自立、次に社会生活の自立に向け訓練する。それらが整った後、就職に向けた訓練がある。このプログラムとしては3ヶ月間をひとつの期間と考えている。 ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ▶ この事業の業務委託先はどこか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 株式会社パソナキャリアカンパニーである。総合人材派遣業を行っており、就労支援も行っている。 | |

- 委員
 - 男女比率はどうなっているか。
 - ◇ 男性が約67%、女性が約33%となっている。
- 委員
 - 生活保護費支給状況の中に、就労自立給付金とあるが、これは就職したときに生活保護受給者に給付するものか。
 - ◇ そうである。就労した月数に応じて、収入認定の中から仮想に積み立て、生活保護脱却時に負担する社会保険、諸税などに当てるための支給制度である。
- 委員
 - 就職したときに給付するのではなく、保護を廃止したときに給付するということか。
 - ◇ そうである。
- 委員
 - 平成29年度は約193万円となっているが、何名分なのか。
 - ◇ 37世帯分である。
- 部会長
 - 就労自立給付金は最大10万円か。
 - ◇ 単身世帯の場合は10万円、複数世帯の場合は最大15万円である。
- 委員
 - 就労自立給付金は、複数回もらうことができるのか。
 - ◇ 1度給付された後、3年を経過しないと支給されない。ただし、就職した会社の都合で退職させられた場合はその限りではない。
- 部会長
 - 川口市で就労できる企業の開拓は行っているのか。
 - ◇ 生活福祉課と同じフロアにハローワークの出先機関があり、一体的に就労支援を行っている。また委託業者でも、独自に企業開拓を行っている。
- 委員
 - セミナーの内容について、就職に関するだけでなく、生活リズムを整えることまで行うのは、精神的に問題がある方の参加が多いということか。
 - ◇ 少し精神的に病んでいる方や、長期間引きこもっていた方などもいる。その場合はまず信頼関係を構築し、続いて集団生活の中で社会性を築き、その後職場体験や職業訓練を行っている。
- 委員
 - それらを3ヶ月間で行うのか。
 - ◇ 基本的には3ヶ月だが、人によって1年間は延長できる。
- 委員
 - 生活保護の申請は増えているのか。
 - ◇ 申請は減ってきているが、高齢世帯が増えてきているので、就労開始による保護の廃止に至らず、世帯全体では微増の状況である。
- 委員
 - 事業開始した平成27年度から3年間で、就労したことによって保護廃止になった方は何名

か。

◇ この就労支援を通じて保護廃止となったのは33世帯である。

・ 委員

➤ 平成27年度からこの制度が開始されたきっかけは何かあったのか。

◇ 生活保護法の一部を改正する法律が平成25年に公布され、平成27年4月から施行された。主な改正内容として、就労による自立の促進が追加された。就労の支援に関する被保護者からの相談に応じて必要な情報提供、助言を行うという事業が、定められたことがきっかけである。

・ 委員

➤ 国からの補助はあるのか。

◇ 被保護者就労支援事業費負担金が4分の3、被保護者就労準備支援事業費補助金が3分の2の補助がある。

・ 委員

➤ 職業支援というのは、生活リズムを整えるような支援の他に、実際に職業を支援するような仕組みはないのか。

◇ その方の程度に応じて生活自立支援、社会自立支援、さらに就労自立支援と、段階的に支援を行っていく。生活自立支援から始まる方もいれば、就労自立支援から行う方もいる。

・ 委員

➤ 精神的に病んでいる方や、引きこもりの方でも、就職したいという気持ちはあるということか。

◇ 生活保護開始となったときに、ケースワーカーが援助方針を決定する。その中で稼働年齢層であれば就労支援を決定する。精神的に病んでしまっていた場合は病状調査を行い、医師からの診断によっては、就労支援は行わず、まずは病状の安定化という支援を行う。

ディスカッション

◆ 質疑応答を経て、委員同士でディスカッション

・ 委員

➤ まだ始まったばかりなので、行政としても試行錯誤している段階であると思うが、総事業費の支出額に対して、保護廃止になった方が少ないように感じる。

・ 部会長

➤ 実績値が不明瞭である。114人の就労に対して、9人が保護廃止となったということと、3年間で33世帯が保護廃止になったということの繋がりも分からない。

・ 委員

➤ 就労者の定着率の基準が3ヵ月後ということで期間が短く、信頼性に欠ける。事業の効果を検証するためにはもう少し長期的な視点を取り入れるべきではないか。

・ 委員

➤ 職業訓練等の期間の目安が3ヶ月ということだが、もう少し長い目で支援を行うべきではないか。

・ 委員

➤ 今後、国の法律がどう改正されるかどうかにも影響されるが、規模は縮小されていく事業の

ように感じる。

- ・ 部会長
 - 景気が悪い時代に、リストラ等で生活保護受給者が増えた時期があったが、現在は高齢者の受給者が増えている。今後この事業が大々的に取り上げられることはないように感じる。
- ・ 委員
 - 履歴書の書き方の指導等が就労の促進に繋がるのか疑問に思う。就労支援の仕方についての検討が必要ではないか。

次回に向けた確認

◆ ディスカッションの結果について、部会長から事業担当課へ伝達

- ・ 部会長
 - 効果を示す資料として、就労支援の内容、どんな業種・受け入れ先があるのかというデータをいただきたい。また、就職者が114人で、9人が保護終了と、3年間で33世帯が保護廃止とのことだが、就労支援の成果として廃止になったのはどのくらいなのか、できれば世帯類型別のデータを出していただきたい。
 - 就労自立給付金について、平成29年度は51人に支給という話だが、平成27年度から事業開始ということなので、平成27年度から年度別に何名に給付しているかのデータをお願いしたい。

| | |
|---|----------------------|
| 評価事業 | 廃棄物減量啓発事業、事業系廃棄物対策事業 |
| 担当課 | 環境部 資源循環課 |
| 説明者 | 秋場課長、中村課長補佐、森田課長補佐 |
| ヒアリング | |
| <p>◆ 事業の概要及び補足資料について、秋場課長から説明</p> <p>◆ 説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答</p> <p>質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ➤ メールの情報発信とあるが、登録方法はどのようにしているか。 ◇ 川口市のホームページから登録できる。 ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 登録するとどのような内容のメールが届くのか。 ◇ それぞれの資源物の収集日の前日にお知らせメールが届く。ごみの出し忘れが防げる。 ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ➤ メールは日本語だけか。 ◇ そうである。 ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ➤ このメールは携帯か、パソコンか。 ◇ 両方可能である。 ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 3R 推進月間中に行われるイベントはどこで実施されているのか。 ◇ 朝日環境センターで実施している。朝日環境センターの外周に3R 推進月間ののぼり旗と4階ホールに3R 啓発パネルを掲示している。 ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 主にどんな方が参加しているのか。 ◇ 小学生が多い。 ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ➤ ウェブアプリケーションは日本語以外の言語も取り扱っているのか。 ◇ 日本語のほかに8ヶ国語取り扱っている。 ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 総評価の中で、今年度は外国語版家庭ごみの分け方・出し方を作成するとあるが、何語を予定しているか。 ◇ 中国語のほかに、英語、ハングルなどを予定している。 ・ 部会長 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 資料には多言語記載されているが。 ◇ ウェブアプリケーションは日本語のほか8ヶ国語取り扱っているが、ごみの分け方・出し方の冊子は日本語のみであり、中国語など6ヶ国語は、詳細版の冊子を作成する予定である。 | |

- 委員
 - ウェブアプリケーションのアクセス数と情報メールの登録者数の因果関係はあるか。
 - ✧ その検証は行っていない。
- 委員
 - 登録された方には、小冊子で出るようなものも含めてダウンロードできるような仕組みはあるのか。
 - ✧ ホームページに PDF を載せる予定であり、そこでダウンロードしていただくようになる。
- 委員
 - 啓発グッズとは缶バッジなどか。
 - ✧ ノート、定規を作っている。
- 委員
 - 啓発事業を行ったことで、ごみの分別などが正しくされているかどうかの調査はしているのか。
 - ✧ 調査は難しいが、一般ごみは年々減少していることから、市民の方に周知が行き届いているものと考えている。
- 委員
 - 分別されているが、汚れている資源ごみはどう処理されるのか。
 - ✧ 汚れているものは一般ごみに分類される。
- 委員
 - 西川口駅周辺の店舗訪問指導を行ったとあるが、中国系の店舗か。
 - ✧ 多くはそうである。ごみの処理方法を知らないということと、ごみの処理に費用が発生するとの認識がないことが指導の要因である。
- 委員
 - ごみを店舗前に出してしまうということか。
 - ✧ 事業者のごみの出し方は二つの方法があり、一つは直接環境センターへ持ち込んでいただく方法、もう一つは市が許可をしている、一般廃棄物の収集運搬業の許可業者（現在 3 1 社）に処理を委託する方法である。
許可業者に委託する場合は、店舗の前での回収は正しい方法であり、家庭ごみ集積所に出してしまうということが問題となる。
- 部会長
 - 現状は、不適切な処理はなくなってきているのか。
 - ✧ 保健所との合同立入検査を、今年の 7 月と 9 月に予定している。先日その予行練習も実施し、適切な処理の実施を伝えていきたいと考えている。
- 委員
 - 平成 2 9 年度の決算額が前年度より減額している理由は。
 - ✧ 平成 2 8 年度は、NTT タウンページデータという会社に登録してある全事業者に、ごみの出し方のリーフレットを送付した。2 9 年度については新たに追加となった事業者のみ送付したため減額したものである。

- 委員
 - 実態的にはよくなっているのか。
 - ◇ 現在はよくなっているように感じる。この事業以外にも対策をしており、きれいになっているように感じるが、まだ不適切な処理を行っている事業者もいるので、指導は続けていく。
- 委員
 - 平成30年度予算が増額している理由は。
 - ◇ 事業系ごみの手引きの中国語版を作成する予定であるため。
- 委員
 - パトロールや、警察との連携は考えているか。
 - ◇ 不法投棄をされるのがごみの集積所となっているので、収集業務課でパトロールを実施している。今年度については監視の日数を増やしており、状況は少しずつよくなっている。警察についても、合同での防犯パトロール実施や、立入検査をする際には協力をお願いしている。
- 委員
 - 自主的にパトロールを組織してもらう方法は考えられないか。
 - ◇ 日本人であれば組織が可能かと思うが、中国の方に事業者のコミュニティがなく、数も増えているため難しいと感じる。

ディスカッション

◆ 質疑応答を経て、委員同士でディスカッション

- 委員
 - 中国人はコミュニティがないとの話だったが、中国人の方がむしろコミュニティを作るように思う。
- 委員
 - 西川口以外に外国人が集まっている地域はないのか。点在している外国人はごみの処理ができてきているのか。
- 委員
 - 実際に、他県の外国人が集まる地域で、外国人コミュニティと日本人コミュニティがうまく融和している地域はある。
- 部会長
 - 事業系廃棄物について議論しているが、それだけに焦点を絞ると問題は解決しないように感じる。
- 委員
 - この問題を解決するには、パトロールや啓発だけではなく、日本の文化の理解が必要である。
- 委員
 - 大人になってからではなく、子どものうちから啓発・指導等で理解を求めるのが必要である。

次回に向けた確認

◆ ディスカッションの結果について、部会長から事業担当課へ伝達

- 部会長
 - 廃棄物減量啓発事業について、SNSの活用を検討していただきたい。

- 事業系廃棄物対策事業について、実態を把握する必要があるように考える。対象の事業所数、委託業者と契約している事業所数、処理の方法をルート化している事業所数を調べていただきたい。
- 中国人のコミュニティが問題となっている中で、今後西川口地域の事業系ごみのあり方をどう考えているのか、担当課としての考えを出していただきたい。